

適切な賃金水準の確保及び円滑な施工確保の基本方針

平成26年3月20日
一般社団法人日本建設業連合会

東日本大震災被災地での復興工事の加速に加え、全国で防災・減災対策が展開されていること、デフレ脱却に向けての経済対策の柱の一つとして財政出動が位置づけられたこと等を背景として、全国的に公共工事が増加傾向にある。さらに、インフラ老朽化対策や東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設需要が本格化するものと見込まれる中で、労務賃金の上昇と資機材のひっ迫が顕著となり、建設工事の円滑な施工が懸念されるに至っている。

こうした中、政府は、本年4月からの消費税率引上げによる影響を緩和し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとするため、「好循環実現のための経済対策」を決定し、その財源的な裏付けである平成25年度補正予算を本年2月に成立させた。これにより、2年連続となる15か月予算における公共事業の迅速かつ着実な執行が、我が国の経済運営上、極めて重要な課題となっている。

公共事業の執行に関しては、本年度当初に15.1%引き上げた公共工事設計労務単価を、本年2月から、さらに7.1%引き上げるとともに、最新単価の適用の徹底による公共建築工事の不調防止策等、国土交通省が当面の公共事業の円滑な施工を確保するための思い切った対策を打ち出している。

日建連は、昨年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」に基づく取組みを引き続き強力に推進するとともに、国土交通省が今般打ち出した対策を活かし、技能労働者の適切な賃金水準の確保と建設工事の円滑な施工確保に万全を期することとし、会員企業が一丸となって下記の取組みを推進する。

記

1. 要綱に基づく措置の徹底、強化

(1) 適切な労務賃金支払いの要請

平成26年2月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）は、労働市場の実勢価格及び必要な法定福利費相当額を反映し、全国全職種平均で7.1%引き上げられ、あわせて、インフレスライド条項適用等の措置が講じられたことを踏まえ、会員企業は、「労務賃金改善等推進要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく下請に対する適切な労務賃金の支払いの要請等を、以下によりの確に実施する。

- ① 新労務単価により予定価格が積算されている公共工事については、一次下請への見積もり依頼時に新労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結するとともに、同趣旨にかなう適切な労務賃金が支払われるよう、一次下請に要請すること。一次下請等を介した、二次以下の下請企業に対する適切な労務賃金支払いの要請も同様とする。
- ② 新労務単価の決定を受け、次の措置が講じられているので、対象となる工事については請負代金額の変更について発注者との協議を行うこと。
 - イ) 一定の既契約工事についていわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条第6項）の適用（別添－1（1））
 - ロ) 平成26年2月1日以降に契約する工事のうち、旧労務単価により予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額への変更、及び、同年同日以前に契約を締結した工事のうち、同日において工期の始期が到来していないものについて、上記イ)の準用（別添－1（2））
- ③ 上記②により請負代金額が変更された場合において、労務賃金を改善することが適当と認められるときは、当該下請契約金額の見直しを行うとともに、請負代金額変更の趣旨にかなう適切な労務賃金が支払われるよう一次下請に要請する等、上記①に準じた適切な対応を図ること。
- ④ 「適切な労務賃金の支払い」とは、「発注者が予定価格積算に使用した設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金の支払い」であり、下請企業への適切な労務賃金支払いの要請においては、入札時における落札率を勘案すべきではないことに留意すること。
- ⑤ 昨年10月及び本年1月に引き続き、平成26年度においても要綱に基づく労務賃金の状況調査を実施するので、所要の対応を行うこと。

（2）社会保険加入促進

会員企業は、公共工事、民間工事を問わず「日建連社会保険加入促進計画」（平成24年4月）、「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（平成24年10月）（以下、「下請指導の指針」という。）及び「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」（平成25年7月）に則り、標準見積書の活用をはじめとした社会保険等への加入を促進するための対応を積極的に行う。

この場合、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成26年度中にも社会保険加入業者に限定する方向が打ち出されていることを踏まえ、特に「下請指導の指針」に示す、「2.下請企業選定時の確認・指導等について」、「3.再下請負通知書を活用した確認・指導等について」に十分留意する。

(3) 適正な受注活動の徹底

低価格受注の多発が労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成25年4月25日付理事会決議の趣旨を踏まえ、会員企業は、引き続き、適正な受注活動に徹する。

この場合、下請企業との契約に当たっては、取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならない、とする建設業法第19条の3の規程に十分留意する。

(4) 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの周知

国土交通省では、元請企業等の新労務単価に関する取り組み状況等の実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、平成25年6月に「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を設置し、元請企業、下請企業、技能労働者等様々な立場からの現場の生の声や情報を求め、取引の際の法令違反、または違反のおそれがある情報については、立入検査や報告徴収の要否を判断するとされている。

会員企業は、再度、社内において本ダイヤルの設置とその主旨を周知し、引き続き、適正な取引の徹底を図る。

(5) 関係方面への要請

今般の新労務単価の決定及びインフレスライド条項の適用等の措置を踏まえ、日建連は本部、支部それぞれにおいて官民の建設工事の発注者に対し、適切な発注金額と既契約工事の請負代金変更等についてご理解とご協力を要請する。

あわせて、引き続き、技能労働者の確保育成や重層下請構造の改善等に関し、全ての元請企業と下請企業に対して適切な理解と積極的な取り組みを行うよう要請するとともに、建設業を所管する国土交通省及び都道府県においては全ての建設業者に対する積極的なご指導を要請する。

(6) 重層下請構造の改善

要綱において、5年後を目途に可能な分野で原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す、としている重層下請構造改善に向けた取り組みを、会員企業は引き続き推進する。日建連は、その取り組み状況をフォローし課題の把握等に努める。

2. 公共工事の円滑な施工確保

(1) 円滑な施工確保

会員企業は、引き続き施工方法の見直し、新技術・新工法の開発等に取り組むとともに、今般、国土交通省が打ち出し、地方公共団体等の発注者に対しても同様の措置を要請している、スライド条項の適切な設定・活用、設計変更等の適切な実施、発注ロットの大型化、柔軟な工期の設定等の対策を活用し、公共工事の円滑な施工確保に万全を期する。

(2) 公共工事発注者との密接な連携

日建連は本部、支部それぞれにおいて、今般の施工確保対策の具体的な運用について発注者との協議等を行うとともに、入札・契約、施工に係る制度とその運用、担い手の確保・育成等に係る課題をタイムリーに把握し、意見交換会を開催する等、発注者との密接な連携のもとに課題の解決に取り組む。

3. 建築工事における対応

(1) 公共建築工事の円滑な施工確保等への適切な対応

国土交通省及び総務省は、都道府県及び政令指定都市に対し、公共建築工事について、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること、及び、歩切を厳に慎むことを要請した（別添－2、3）。あわせて、国土交通省の営繕工事に関する、「見積活用方式」運用マニュアル（案）（別添－4）、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」（以下、「インフレスライド条項運用マニュアル」という。別添－5）が作成されている。

公共建築工事について、このような円滑な施工確保への取組みが実施されることは初めてのことである。会員企業は、公共建築工事の施工に当たって、以上の措置が講じられていることを踏まえ、次に留意して適切に対応する。

① 見積活用方式への対応

「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（別添－2）2.（3）において、最新の単価を適用してもなお不調・不落となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用することとされているので、見積りの提出を求められた場合には、適切に対応すること。

また、国土交通省の見積活用方式の対象工事の入札参加者は、マニュアルに沿った発注者からの要請に適切に対応すること。

② スライド条項への対応

公共建築工事についても、スライド条項適用の必要がある場合は、積極的に対応すること。地方公共団体の中にはスライド条項を適用したことのないところもあるが、既済検査で把握した出来高を活用するなどして適切に対応すること。

国土交通省の工事への対応に当たっては、「インフレスライド条項運用マニュアル」が策定されているので、マニュアルに沿った対応を行うとともに、発注者からの要請に適切に対応すること。

インフレスライド条項が適用されていない公共工事や民間工事においても、インフレスライド条項の適用を働きかけること。また、スライド条項以外の条項によって、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等適切な対応を行うこと。

(2) 関係方面への要請

公共建築工事について、円滑な施工確保に係る取り組みがこのように幅広く、具体的に提示されるのは初めてであり、これらの措置の実施は、地方公共団体の取り組みいかにかかっている。日建連は、上記(1)に掲げる措置が的確に運用されるよう、発注者に要請するとともに、国土交通省等に対して、地方公共団体に対する適切な助言、指導を要請する。

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

公共工事設計労務単価が適用されていない公共工事や民間工事においても、社会保険未加入対策推進協議会における平成25年9月26日の申し合わせのとおり、会員企業は法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組みを更に推進する。

(4) ダンピング受注の排除

会員企業は、民間工事など公共工事設計労務単価が適用されていない工事が多い建築工事に携わっている技能労働者の処遇改善を図るため、過去の安値受注の結果労賃が下がったことを十分反省して、ダンピング受注の排除を再度強く決意し、適切な受注活動に徹する。

以上

別添資料 一覧

別添一 1 (1) 賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について

日付 平成 26 年 1 月 30 日
発番 国地契第 57 号 他
発出者 国土交通省大臣官房 地方課長 他
発出先 大臣官房官庁営繕部 各課長、
各地方整備局 総務部長、企画部長、営繕部長、港湾空港部長 他

別添一 1 (2) 「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

日付 平成 26 年 1 月 30 日
発番 国地契第 58 号 他
発出者 国土交通省大臣官房 地方課長 他
発出先 大臣官房官庁営繕部 各課長、
各地方整備局 総務部長、企画部長、営繕部長、港湾空港部長 他

別添一 2 公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

日付 平成 26 年 1 月 24 日
発番 総行行第 12 号、国営計第 102 号、国土入企第 24 号
発出者 総務省自治行政局長、国土交通省大臣官房官庁営繕部長、
国土交通省土地・建設産業局長
発出先 各都道府県知事 他

別添一 3 予定価格の適正な設定について

日付 平成 26 年 1 月 24 日
発番 総行行第 13 号、国土入企第 27 号
発出者 総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長
発出先 各都道府県知事 他

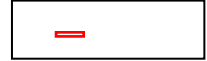
別添一 4 営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」運用マニュアル（案）

平成 26 年 2 月、大臣官房官庁営繕部計画課

別添一 5 賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）

平成 26 年 2 月、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課・整備課

別添一 1 (1)



国地契第 5 7 号
国官技第 2 5 3 号
国营管第 3 9 3 号
国营計第 1 0 7 号
国港総第 4 7 1 号
国港技第 9 7 号
国空予管第 4 9 1 号
国空安保第 7 1 1 号
国空交企第 5 2 3 号
国北予第 3 6 号
平成 2 6 年 1 月 3 0 日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長
各地方航空局 総務部長
空港部長
保安部長 あて

国土交通省大臣官房

地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部管理課長
官庁営繕部計画課長

国土交通省港湾局

総 務 課 長
技 術 企 画 課 長

国土交通省航空局

予 算 ・ 管 財 室 長
安全部空港安全・保安対策課長

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 25 条第 6 項の運用基準について、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

- (1) 契約書第 25 条第 6 項の請求は、2. (3)に定める残工期が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 24 年 2 月 17 日付け国地契 72 号、国官技第 314 号、国営計第 105 号、国港総第 613 号、国港技第 125 号、国空予管第 332 号、国空安保第 395 号、国空交企第 395 号) は廃止する。

別添一 1 (2)

国地契第 5 8 号
国官技第 2 5 4 号
国営管第 3 9 5 号
国営計第 1 0 8 号
国港総第 4 7 0 号
国港技第 9 8 号
国空予管第 4 9 0 号
国空安保第 7 1 0 号
国空交企第 5 2 2 号
国北予第 3 7 号
平成 2 6 年 1 月 3 0 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 安 全 部 空 港 安 全 ・ 保 安 対 策 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

(公 印 省 略)

「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国土建労第 107 号、国港技第 94 号)により「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)が決定され、平成 25 年度公共工事設計労務単価(「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」(平成 25 年 3 月 29 日付け国土建労第 40 号、国港技第 126 号)において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。)に比して全職種単純平均で 7 パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号)別冊工事請負契約書第 55 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号)別冊工事請負契約書第 55 条、「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号)別冊工事請負契約書第 57 条又は「工事標準請負契約書について」(平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号)別冊工事請負契約書第 56 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 平成 26 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

P_新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

- (2) 平成26年2月1日以前に契約を締結した工事のうち、同日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

別添一 2

国 営 計 第 1 0 3 号
国 土 入 企 第 2 5 号
平 成 2 6 年 1 月 2 4 日

建設業団体の長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減の緩和、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るために策定された「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化により、万全を期する。」とされているところです。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、別添 1 のとおり、各都道府県及び政令指定都市に対し、以下の内容を要請したのでお知らせいたします。

- ① 「好循環実現のための経済対策」の趣旨、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付け総行行第 43 号・国土入企第 34 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、公共事業の円滑な施工確保を図ること。
- ② 最近、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生していることから、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添2のように、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知していますので、併せてお知らせいたします。

総行行第 1 2 号
国営計第 1 0 2 号
国土入企第 2 4 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減の緩和、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るために策定された「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、

資金調達の円滑化により、万全を期する。」とされているところです。

各地方公共団体におかれては、本経済対策の趣旨、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付け総行行第 43 号・国土入企第 34 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、公共事業の円滑な施工を確保していただくようお願いします。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定）においては、予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めることとされていますが、最近では、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生しているところです。

このため、まずは下記の具体的な措置を講じることにより、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図られるようお願いします。

つきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 18 条第 2 項に基づき、下記の措置を講じるよう要請します。

なお、別添 1 のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知していますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 最新単価による予定価格設定の徹底

予定価格の設定については、地方公共団体の財務規則等により、取引の実例価格等を考慮して適正に定めなければならないなどとされているが、発注者によっては予定価格の設定が入札の数ヶ月以上前となる場合があり、適用する単価の時点が古く、予定価格が実勢価格を下回りやすい等の状況が見受けられることから、次の措置を講じることにより最新単価で予定価格を設定すること。

- ・ 予定価格が事後公表の場合

入札日直近における最新の単価を適用して予定価格を設定することを基本とすること。

- ・ 予定価格が事前公表の場合

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条第 1 項（※）に規定する見積期間を設けて、最新の単価に基づき再積算し、予定価格を修正公告する方法や、予定価

格を入札公告時には示さず、入札日前に公表する方法を採用するなどの工夫を講じることとし、これらの場合には、入札公告等にその旨明記すること。

※建設業法施行令第6条第1項（建設工事の見積期間）

「 法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事については、1日以上
- 2 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事については、10日以上
- 3 工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上 」

2. 公共建築工事の積算で適用する単価について

公共建築工事については、積算の特性に鑑み、入札公告前に、通常積算に用いる単価が実勢価格と乖離していないか確認するとともに、乖離のおそれがある場合には、上記1. の措置に加えて次の措置を講じることにより、実勢に応じた予定価格を設定すること。

(1) 材料価格、複合単価及び市場単価について

材料価格、複合単価及び市場単価について、実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、これまでの設定方法に加え、専門工事業者・資材メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定に当たり考慮すること。

(2) 見積単価について

見積単価について、実勢価格との乖離のおそれがある場合には、専門工事業者・資材メーカー等からの見積収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定すること。

(3) 不調・不落となった場合における見積りの提出を求める方法等の活用

最新の単価を適用してもなお不調・不落となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用すること。

3. スライド条項の適切な設定・活用

契約後、資材や労務費が高騰するなどの変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負工事約款第25条）を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨、建設業者に周知徹底すること。

4. 設計図書の適切な見直し

発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう徹底すること。

5. 公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する相談受付

公共建築工事の積算に関して、地方整備局等が設置している公共建築相談窓口（別添2）において、

- ・ 材料価格、複合単価、市場単価及び見積単価を設定する際に、実勢価格を適切に反映させるために考慮すべき事項
- ・ 不調・不落となった工事等について再度予定価格を定めるに当たり入札参加者から見積りの提出を求める方式（見積活用方式）の適切な進め方

等、予定価格の適正な設定等について、新たに相談の受付を開始したので、活用すること。

6. 公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する柔軟な対応

上記1.～4.の措置を講じるにあたっては、予算措置や予定価格の設定等に関する規則等の運用などについて、柔軟な対応をすること。

国 営 計 第 1 0 4 号
国 土 入 企 第 2 6 号
平 成 2 6 年 1 月 2 4 日

発注関連業団体の長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減の緩和、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るために策定された「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化により、万全を期する。」とされているところです。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、別添 1 のとおり、各都道府県及び政令指定都市に対し、以下の内容を要請したのでお知らせいたします。

- ① 「好循環実現のための経済対策」の趣旨、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付け総行行第 43 号・国土入企第 34 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、公共事業の円滑な施工確保を図ること。
- ② 最近、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生していることから、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添2のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知していますので、併せてお知らせいたします。

別添一 3

総行行第 13 号
国土入企第 27 号
平成 26 年 1 月 24 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

予定価格の適正な設定について

予定価格の設定に当たっては、地方公共団体においては財務規則等により、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」などとされています。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）においても、「資材等の最新の実勢価格を適正に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めるとともに、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする」とされています。

総務省及び国土交通省としては、各公共工事の発注者に対して、歩切りを厳に慎むよう繰り返し要請してきたところですが（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付総行行第 126 号、国土入企第 14 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付総行行第 43 号、国土入企第 34 号））、今後の公共工事の円滑な施工確保に向け、特に、直近の資材や人件費の上昇等を踏まえた最新の実勢価格を反映した予定価格の適正な設定、現場の技能労働者への適切な賃金水準の確保等が重要であることから、歩切りは厳に謹んで頂くよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項に基づき、再度、要請致します。

なお、法第 17 条に基づき、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じるなどにより当該金額の一部を控除する歩切りなどの不適切な措置を行っていないかも含め、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めるなどの対応を行うこととしておりますので、ご留意願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知を宜しくお願いいたします。

【別添】
別添－４

**営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式
「見積活用方式」運用マニュアル（案）**

平成２６年２月

大臣官房官庁営繕部計画課

1. はじめに

入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式(試行)(以下「見積活用方式」という。)は、工事の不調・不落対策として採用するものであり、公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する方式である。

見積活用方式の採用により、工事契約が締結され円滑な事業執行が行われることを目的とする。

なお、予定価格を設定するにあたっては、入札参加者から提出される見積価格の妥当性を確認し、適切に対応する必要がある。

2. 用語の定義

(1) 「入札参加者」

競争参加資格を有する者をいう。

(2) 「見積書」

入札参加者から提出される、見積価格が記載されている見積書をいう。

(3) 「根拠資料」

見積価格の根拠となる資料をいい、入札参加者が採用を予定する協力会社(下請会社、専門工事業者、製造業者等)から収集する見積り等をいう。(自社施工の場合を含む)

又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。

(4) 「実勢価格」

市場で実際に取引されている平均的な価格をいう。

(5) 「見積価格」

見積書に記載される単価及び価格をいい、入札参加者が協力会社等からの見積りを基に設定する価格をいう。

(6) 「実績価格」

受注者が工事契約後に協力業者と契約した単価及び価格をいう。

(7) 「実績価格調査票」

受注者の見積価格と実績価格を確認するための書式をいう。

3. 対象工事について

(1) 標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事を対象とする。

(2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象とする。

4. 対象項目について

(1) 直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算と乖離がある材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価とする。

(2) 共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費の積上げ分又は率計上分で、現場条件等により標準積算と乖離が予想される項目とする。

5. 見積価格について

(1) 見積価格は、根拠資料等により妥当性を確認する。

(2) 見積価格は実勢価格とし、価格上昇を予測した価格ではないことに留意する。

6. 根拠資料等について

根拠資料の内容が確認ができない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又は

ヒアリング等により内容を確認する必要がある。

7. 予定価格の作成について

- (1) 根拠資料等により見積価格の妥当性が確認された場合は、その平均値を予定価格に反映させる。
- (2) 見積価格の妥当性が確認できない場合は、見積価格を採用せず標準積算による単価及び価格を採用する。

8. 見積活用方式の流れ

(1) 見積活用方式の検討

- 見積活用方式による工事及び項目等の選定及び決定
- 関係課との事前調整

(2) 入札手続き

- 公告文等に「見積活用方式（試行）」の対象工事であることを明記（別紙-1）
- 入札説明書に見積依頼書を添付（様式-1）
- 数量書に見積りを求める工種を明記
- 見積期間として、公告後最低10日以上（土日、祝日を含まず）後に見積提出期限を設ける（別紙-2）

(3) 見積書の提出

- 見積依頼書を参考に、見積書及び根拠資料等の提出（様式-2）
- 見積価格又は根拠資料等の提出がない場合は、見積書に理由を記載して提出
- 見積書の提出先は経理担当課とし、提出者名、連絡先及び担当者名等の依頼先がわかる部分をマスキングして発注担当課へ渡すこと

(4) 見積価格の妥当性の確認

- 根拠資料等により妥当性を確認
- 妥当性が確認できない場合は、追加資料の提出を求める
- 必要に応じてヒアリング等を実施する場合がある

(5) 予定価格の作成

- 妥当性が確認できた見積価格の平均値を予定価格に反映

(6) 入札

- 入札参加者の工事費内訳書を確認

(7) 契約

- 工事契約後、実績価格調査票により受注者の見積価格及び実績価格を確認する。（様式-3）

9. 見積活用方式のフォローアップ

工事契約後「実績価格調査票」の提出を求め、見積価格と実績価格を確認し、大きな開差がある場合については、その理由についても確認する。

本試行を採用して手続きを行った場合は、下記により大臣官房官庁営繕部計画課積算企画調査係長に報告すること。

○契約に至った場合：契約締結後1ヶ月以内に「実績価格調査票」を提出する。

○不落になった場合：不落確定後1ヶ月以内に「見積書」（予定価格記載額とも）を提出すること。

入札公告等の記載方法について

《公告文》

1. 工事の概要

(●) 「本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち〇〇〇、共通費のうち〇〇〇とする。」

4. 入札手続等

(●) 積算に反映させるための見積書及び根拠資料を下記に従い提出すること。

①提出期間：平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

③提出場所：〇〇整備局〇〇〇事務所経理担当課

※注：見積期間として、公告後最低10日以上（土日・祝日を含まず）後に見積書の提出期限を設けること。

《入札説明書》

3. 工事の概要

(●) 「本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち〇〇〇、共通費のうち〇〇〇とする。」

9. 見積書及び根拠資料の提出

(1) 本競争の参加希望者は、本工事の積算に必要な見積書を、下記に従い提出するものとする。見積書の様式は別添により、申請者の記名・代表者印を押印のこと。

併せて、見積書に明示する項目に係る根拠資料についても提出するものとする。

また、見積書又は根拠資料の提出ができない場合は、その理由について見積書に記載するものとする。

①提出期間：平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。またメールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

③提出場所：〇〇地方整備局〇〇〇事務所経理担当課

〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇〇市〇〇〇

TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代）内線〇〇〇〇

電子メール送付先：〇〇〇@ktr.mlit.go.jp

※注：見積期間として、公告後最低10日以上（土日・祝日を含まず）後に見積書の提出期限を設けること。

(2) 見積書及び根拠資料に関する質問

本工事の積算に必要な見積りに関する質問については次に従い、提出すること。

①提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。

②受領期間：平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの9時00分から17時00分まで。持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

【※事務所の就業時間】

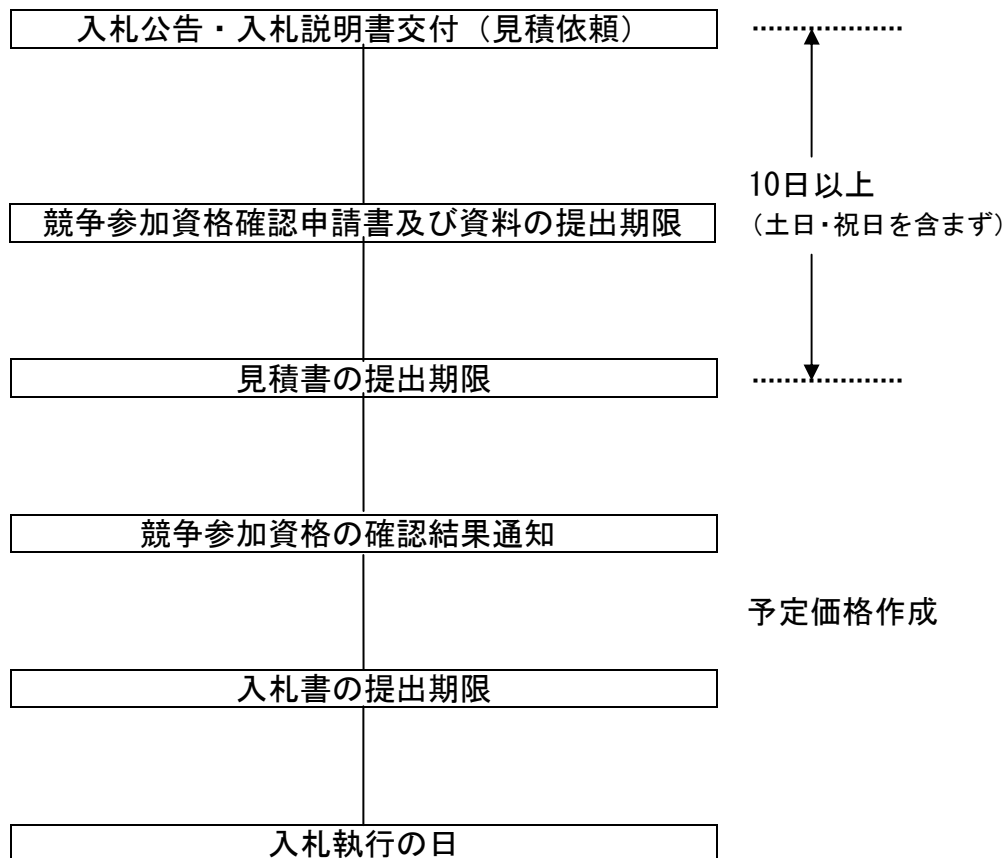
③提出場所： ●. に同じ。

(3) (2) の質問に対する回答は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

(4) 提出された見積書の確認について

提出された見積書及び根拠資料に関して内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合がある。

見積活用方式による手続きフロー（例）



平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇工事

競争参加資格確認申請者 殿

〇〇地方整備局

〇〇事務所長

見積依頼書

工事費算出の参考とするため、下記の項目について、見積価格を記載のうえ、見積書及び根拠資料の提出をお願いいたします。

1. 見積依頼項目（例）

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	※数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を 記載できない理由	根拠資料 番号
						単価 ・価格	金額			
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※入	※入	※発	※入	※入
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇〇㎡	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は 含まない)	※見積価格 を記載でき ない場合は、 その理由を 記載	・根拠資料 A-1
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇〇㎡	〇〇円	〇〇〇円			
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇〇㎡	〇〇円	〇〇〇円			
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (単価には、 雑材料・下 請経費等を 含むものと する。	※見積価格 を記載でき ない場合は、 その理由を 記載	・根拠資料 E-1
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円			
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円			

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準による数量とする

※発：発注者が記載する項目

※入：入札参加者が記載する項目

2. 提出を求める資料

(1) 見積書（様式－2）

(2) 根拠資料（見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社（下請会社、専門工事業業者、製造業者等）から収集する見積り等をいう。（自社施工の場合を含む）又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。）

3. 資料の提出期間及び提出場所
入札説明書参照。

4. 記載にあたっての留意事項

- (1) 見積価格は直近の契約実績等、市場の取引価格を適切に反映し、支障なく工事施工が実施できる価格としてください。
まお、見積価格は価格上昇を予測した価格ではないことに留意して下さい。
- (2) 見積価格の記載ができない場合は、その理由について記載のうえ提出をお願いします。
- (3) 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合があります。
- (4) 見積書の内容に不備・不明な点がある場合は、見積価格を採用できない場合があります。
- (5) 見積書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積書を提出してください。
- (6) 提出いただいた見積書及び根拠資料は、積算の目的以外に使用しません。
- (7) 本見積依頼書に添付した資料は、当該工事発注手続きが終了した時点で適切に破棄されるようお願いします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局
 〇〇事務所長 殿

(株)〇〇〇〇〇 印

見積書の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積書を提出します。

1. 見積項目 (例)

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を 記載できない理由	根拠資料 番号
						単価 ・価格	金額			
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※入	※入	※入	※入	※入
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇〇㎡	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は含 まない)	※見積価格 を記載でき ない場合は その理由を 記載	・根拠資料 A-1
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇〇㎡	〇〇円	〇〇〇円			
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇〇㎡	〇〇円	〇〇〇円			
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	材工共 (単価には、 雑材料・下 請経費等を 含むものと する。	※見積価格 を記載で記 載できない 場合はその 理由を記載	・根拠資料 E-1
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円			
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円			

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準による数量とする
 ※発：発注者が記載する項目
 ※入：入札参加者が記載する項目

見積書有効期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日
 ※入札書の提出期限を記入する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

監督職員 殿

会社名
現場代理人

印

実績価格調査票の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積書を提出します。

1. 見積活用方式による項目等の事後確認

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	※数量	見積価格(税抜)		実績価格(税抜)		備考
						単価 ・価格 ※受	金額 ※受	単価 ・価格 ※受	金額 ※受	
A1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	〇〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	※見積価格と 実績価格に大き な開差がある場 合は理由を記載
A2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	〇〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	
A3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	〇〇m ²	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	
E1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	※見積価格と 実績価格に大き な開差がある場 合は理由を記載
E2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	
E3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	〇〇m	〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	〇〇〇円	

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準による数量
 ※発：発注者が記載する項目
 ※受：受注者が記載する項目

2. 記載にあたっての留意事項

- 1) 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、工事契約後速やかに提出をお願いいたします。
- 2) 見積価格は、見積書に記載した価格を記入して下さい。
- 3) 実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価及び価格について記載して下さい。

賃金等の変動に対する
工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）
運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）

平成26年2月

国土交通省

大臣官房官庁営繕部 計画課

大臣官房官庁営繕部 整備課

はじめに

本資料は、工事請負契約書第 25 条第 6 項のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（以下「本通達」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、本省と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1. 適用対象工事

- (1) 契約書第 25 条第 6 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 25 条第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約書第 25 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 25 条第 6 項)	
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (本通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	
請負額変更の方法	対象	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	本通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	
	受発注者の負担	残工事費の 1. 5 %	対象工事費の 1. 0 % (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1. 0 % (29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・ スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

- **実施フローについて**

別紙1「工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

4. 請負代金額の変更

(1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

※営繕工事においては、同項中「 $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：官積算額」とあるのは、「 $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額」とするものとする。

- **受注者の負担割合**

受注者の負担割合については、契約書第29条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- **複数回スライドを行う場合について**

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

※営繕工事においては、同項（1）中「数量総括表」とあるのは「数量書」と、（4）中「数量総括表で一式明示した仮設工」とあるのは「数量書で一式明示した仮設工事等」とするものとする。

・ 出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とする。

なお、国土交通省公共建築工事の執行にあたっては、当面、受注者に出来形数量を確認して作成した数量調書（以下「工事出来形数量調書」という）または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量書に対応した出来形を確認できることとする。

- ・「工事出来形数量調書」による出来形の確認

「工事出来形数量調書」に記載された出来形数量により、数量書に対応した出来形数量を確認する。

- ・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来形の確認

次式により数量書に対応した出来形を算出する。（ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。）。

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期})$$

本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

・ 出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ **積算に使用する単価について**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- ・ **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- ・ **精算変更時で行う場合**

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約書第 25 条第 6 項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の 1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る 1%分の負担を求めないこととした。

- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

【参考】 契約書第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

全体
スライド

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等【 _____ 部は、総価契約単価合意方式適用工事においては、「単価合意書の記載事項及び物価指数等」と記載。】に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

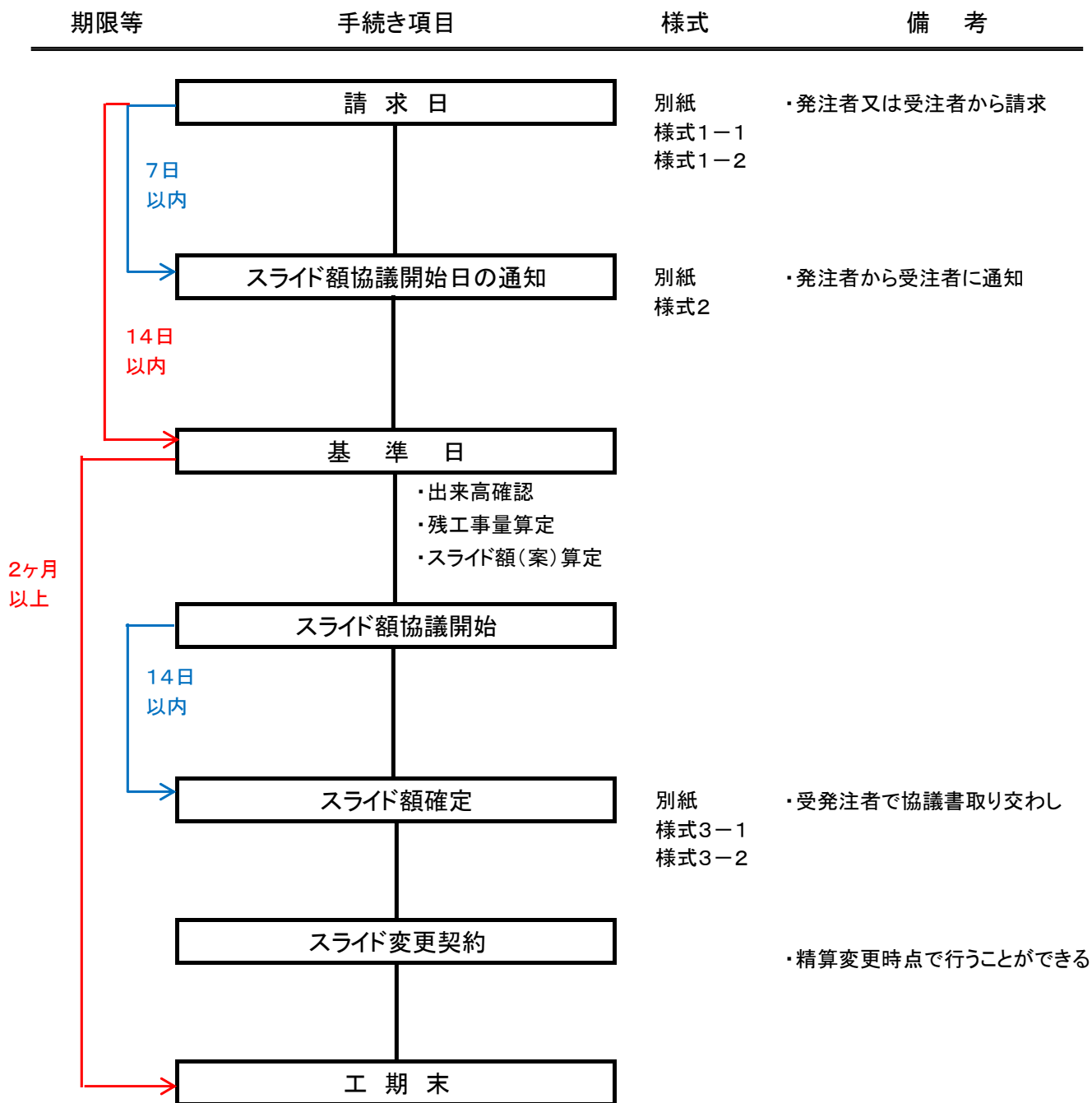
単品
スライド

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

工事請負契約書第25条第6項
に伴う実施フロー



※) 契約書で規定

※) 本マニュアルで規定

[受注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 殿

受注者 〇〇建設(株)
代表者名

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 円
2. 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 施 工 県 〇〇県
5. 変更請求概算額 円
6. 概算残工事請負代金額 円
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 　　¥
2. 工　　期　　平成〇〇年〇〇月〇〇日から
　　　　　　　平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日　平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 施　工　県　　〇〇県
5. 変更請求概算額 　¥
6. 概算残工事請負代金額 　¥
　　概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. スライド額協議開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. スライド変更金額 (増) 〃 _____
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 〃 _____
基 準 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 工 事 名 | 〇〇〇〇〇工事 |
| 2. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 3. 理 由 | スライド額が対象工事費の1%を超えないため |

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 書 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高 額	円 (税抜き)
残 工 事 額 (P ₁)	円 (税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P ₂)	円 (税抜き)

※増額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P_1	P_2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P_2 - P_1) - P_1 \times 1/100 \\ &= (\quad - \quad) - \quad \times 1/100 \\ &= \quad - \quad \\ &= \end{aligned}$$

(但し、 $P_1 < P_2$)

P_1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

※減額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P_1	P_2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P_2 - P_1) + P_1 \times 1/100 \\ &= (\quad - \quad) + \quad \times 1/100 \\ &= \quad + \quad \\ &= \end{aligned}$$

(但し、 $P_1 > P_2$)

P_1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$